江 戸

Ш

X

難

病

患

者

福

祉 手

当

条 例 の

部

を

改

正 す る

条 例

の 議 案 を 提 出 す る

右

平

成

+

五

年

月

+

九

日

提 出 者 江 戸 JI| X 長

多

正

田

見

の

_

部

を

次

の

ょ

う

に

改

正

す

る

لح

う

る

江 戸 Ш 江 戸 \overline{X} 難 Ш 病 \overline{X} 患 難 者 病 福 患 祉 者 手 福 当 祉 条 手 当 例 条 昭 例 和 の 兀 + 部 九 を 年 改 六 正 月 す 江 る 戸 条 Ш 例 \overline{X} 条 例 第 \equiv

+

八

号

第 \equiv 条 第 項 中 \neg 別 表 に 定 め る 疾 病 の ほ か 規 則 _ を 江 戸 Ш \overline{X} 規 則 $\overline{}$ 以 下 _ 規

則 **_** L١ _ に 改 め 第 頂 中

第 \equiv 条 の 見 出 し を \neg 支 給 制 限 $\overline{}$ **_** に 改 め 同 条 第 頂 を 削 1) 同 条

る \neg 者 前 項 $\overline{}$ 以 の 下 規 \neg 定 に 受 給 か 者 か _ わ لح 5 L١ ず う 0 当 \smile 該 ᆫ 難 病 に 改 患 者 め ` ᆫ を 同 項 \neg 第 現 =に こ 号 を の 手 第 兀 当 号 **ത** لح 支 L 給 を 第 受 け 号 て の 11

次 に 次 の _ 号 を 加 え る

Ξ 年 + そ そ 月 の の 者 江 者 が 戸 の 該 Ш 保 当 \overline{X} 護 す 条 者 が る 例 江 第 戸 そ 十 の Ш \overline{X} 四 者 に 心 묵 身 $\overline{}$ 係 障 に る 江 害 某 戸 者 づ 福 < Ш 祉 障 X 児 手 害 当 手 童 条 当 育 例 成 **ത** 手 支 $\overline{}$ 当 昭 給 和 条 を 兀 受 例 +け 八 て 昭 年 和 11 + る 兀 月 لح + 江 ㅎ 六

戸 Ш \overline{X} 条 例 第 = + 五 号 $\overline{}$ に 基 づ < 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 の 月 額 が こ の 手 当 ഗ 月

額 لح 同 額 又 は 上 回 る لح き

第 第 四 Ξ 条 条 第 の 見 出 項 し を を 同 \neg 条 第 再 — 認 項 لح 定 $\overline{}$ L _ に 同 条 改 め 第 \equiv 頂 同 条 を 第 同 条 項 第 を 項 次 لح の す ょ う る に 改 め る

下 受 \neg 再 給 者 認 定 は _ لح 受 11 給 う 資 格 $\overline{}$ の を 更 新 受 け の る た こ め لح に ` が で X ㅎ 長 に る 申 請 L 受 給 資 格 の 再 認 定

以

第

兀

条

第

項

中

_

認

定

ᆫ

を

_

再

認

定

_

に

改

め

る

0

前

の

例

に

ょ

る

同

年

 \equiv

月

以

前

の

月

分

の

手

当

に

つ

しし

て

は

`

な

お

従

Ш

 \overline{X}

難

病

患

者

福

祉

手

当

条

例

の

規

定

は

平

成

+

月

日

か

5

施

行

す

る

2 1 五 年 こ 経 こ 施 四 過 の 行 付 の 月 条 措 条 期 分 例 置 例 日 則 に は の ` 手 ょ 当 る 平 か 改 成 =5 正 + 適 後 用 五 の 江 年 U 戸 四

第 八 第 第 条 八 七 条 条 削 を 第 除 次 の 項 中 ょ う _ に 第 改 四 め 条 る に 基 づ < 認 定 を 申 請 L た 日 の 属 す る 月 か 5 _

を

削

る

別

表

を

削

る

号 に る の 要 改 第 次 件 め 五 条 江 に を 戸 次 中 有 同 条 Ш の L X な 第 前 < 兀 内 号 条 に 号 を な の 住 認 加 つ を え 定 所 た 第 _ を る 五 を 号 有 を 受 ح し け \neg た な 該 U 当 < 者 な L 第 $\overline{}$ \equiv つ た 以 _ 号 下 た لح に を \neg き 改 第 受 給 兀 め 者 号 ع _ 同 号 し لح を L١ 同 同 う 条 条 第 第 Ξ _ 号 号 を لح 中 \neg \neg 受 L 給 規 第 定 者 _ す

 $\overline{}$ 案 難 説 病明 を 患 提 出 者

本

١J た U す

福 祉 手 ま当 の 支 給 対 象 を 改 め る ほ か ` 規 定 を 整 備 す る 必 要 が

> あ る の で